

求人企業は、弊社の紹介した求職者の採用を決定し、この求職者が入社に至った場合には、人材紹介の対価（以下、「コンサルティング料」という）として、求職者の初年度想定年収の40%（消費税は別）を弊社に支払うものとする。但し、想定年収が500万円未満の場合は、コンサルティング料を200万円（消費税は別）とする。

初年度想定年収は、基本給に求人企業の規程に定められた諸手当（通勤手当は除き、超過勤務手当は含む）及び求人企業の当年度の支給見込額を参考に計算した賞与額を加算し、算出するものとする。

求職者が入社日までに甲への入社を辞退した場合、または甲に入社しなかった場合は、対価の支払いは発生しないものとする。